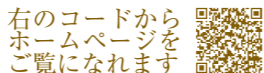


令和5年度分 市民税・府民税 の申告について

平素は、本市税務行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
市民税・府民税申告書を提出していただく時期となりましたので、申告書類をお送りします。
1月1日現在、吹田市に居住していた方のうち、一定の要件に該当する場合は、原則として3月15日までに、前年中(1月1日～12月31日)の所得金額などを記載した申告書を提出していただく必要があります。
なお、本市では、少しでも簡単に申告書を作成していただけるよう市民税・府民税申告書作成システムを導入していますので、是非ご利用ください。
詳しくはホームページをご覧ください。



右のコードから
ホームページを
ご覧になれます

◆申告書を提出する必要がある方

1 事業・不動産・配当による収入、その他の収入があった方

《収入の例》 ※各種収入についての詳細は右面下段【所得金額】をご覧ください。
(1)個人事業による収入、外交員等の報酬、講演料や原稿料
(2)一般株式の配当、大口株主が受ける上場株式等の配当(所得税の源泉徴収税率が20.42%のもの)、所得税では申告不要である少額の配当
(3)生命保険等の保険契約に基づく年金(個人年金)、一時金や満期返戻金
注：給与又は公的年金以外の所得の合計金額が20万円以下の場合でも、市民税・府民税の申告は必要です。

2 会社等にお勤めで給与収入があった方で、次のいずれかに該当する場合

(1)給与収入のほかに、上記1の各種収入がある場合
※給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える場合は、税務署への確定申告が必要です。
(2)医療費控除や寄附金税額控除などの控除を受ける場合
※所得税等の還付を受ける場合は、税務署への確定申告が必要です。
(3)勤務先や給与支払者から、吹田市に給与支払報告書が提出されていない場合
※提出状況は、勤務先や給与支払者に確認してください。

3 公的年金等を受給されている方で、次のいずれかに該当する場合

(1)公的年金等収入のほかに、上記1の各種収入がある場合
※公的年金等以外の所得の合計額が20万円を超える場合は、税務署への確定申告が必要です。
(2)医療費控除や生命・地震保険料控除、寄附金税額控除などの控除を受ける場合
(3)公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受ける場合(配偶者控除や扶養控除、障害者控除の追加など)
注：公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得(給与や個人年金など)の合計額が20万円以下の場合は、税務署への確定申告は不要です。ただし、所得税等の還付を受ける場合は、税務署への確定申告が必要です。

4 上場株式等の配当所得等及び特定株式等の譲渡所得等について、所得税と異なる課税方式を選択される方

制度の利用には納税通知書が送達される日までに、市民税・府民税申告書の提出が必要です。
※ただし、確定申告をした上場株式等の配当所得等及び特定株式等の譲渡所得等について、その全てを申告不要とする場合で、かつ確定申告書の第2表において「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択された方は、市民税・府民税申告書の提出は原則不要です。
制度の詳細や市民税・府民税申告書の書き方等については、市民税課へご相談ください。

5 公営住宅や福祉・教育関係の制度などにおいて所得証明書等の提出が必要な方

申告期間は2月16日(木)から3月15日(水)まで

申告書の記入などについて、ご不明な点がございましたらお問合せください。
申告書の郵送提出にご協力をお願いします。

吹田市 税務部市民税課 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
電話 06-6384-1231(代表) FAX 06-6368-7344
06-6384-1248(直通)

◆申告書を提出する必要がない方

1 税務署へ所得税の確定申告をした方

ただし、上場株式等の配当所得等及び特定株式等の譲渡所得等について、所得税と異なる課税方式を選択される方で、左面4の※に該当しない方は、納税通知書が送達される日までに、市民税・府民税申告書の提出が必要です。

2 給与収入のみの方で、勤務先や給与支払者から吹田市に給与支払報告書が提出されている方

提出状況は、勤務先や給与支払者に確認してください。

3 公的年金等の収入のみの方で、次のいずれかに該当する場合

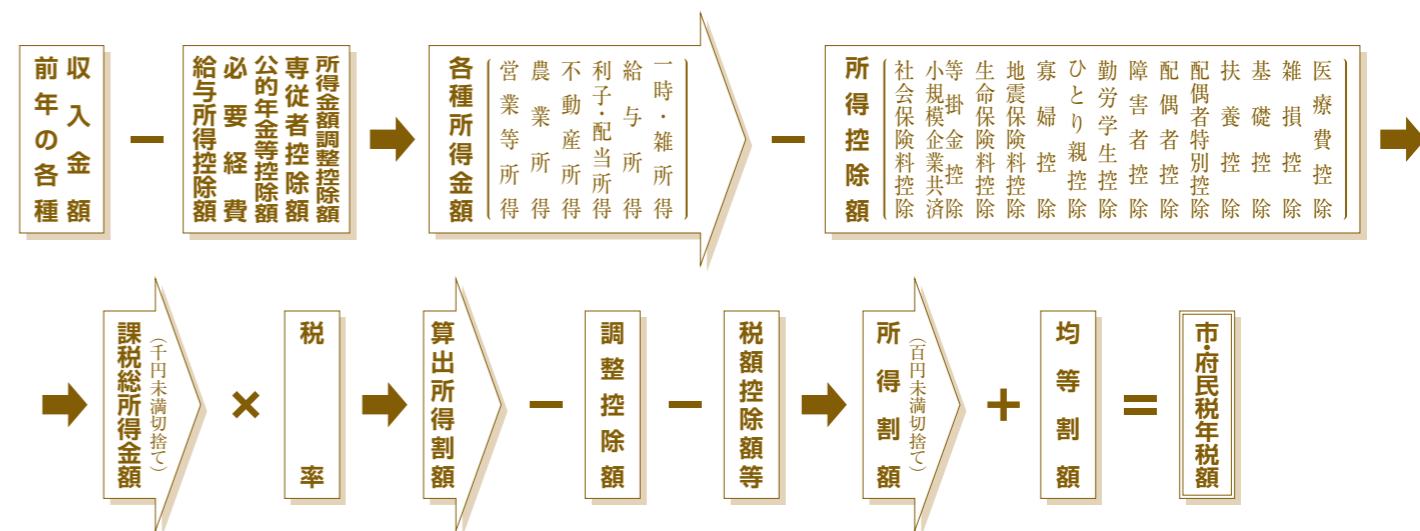
(1)65歳未満(昭和33年1月2日以降生まれ)の方で、公的年金等の収入金額の合計が105万円以下の場合(非課税になる場合)
(2)65歳以上(昭和33年1月1日以前生まれ)の方で、公的年金等の収入金額の合計が155万円以下の場合(非課税になる場合)
(3)公的年金等の源泉徴収票の内容に追加する控除がない場合

4 収入のない方、遺族年金や障害年金のみを受給している方

国民健康保険に加入していて保険料の算定や限度額適用認定証の交付が必要な場合は、市民税・府民税申告書の提出が必要です。

【市民税・府民税の計算方法(総合課税)】

市民税・府民税の税額の計算方法を図に表すと次のようになります。(注)分離課税の対象となる所得がある場合は異なります。



【所得金額】

種類	内容	所得金額の計算方法	
事業	営業等	卸売・小売・飲食・製造・建設・サービス業などの営業から生ずる所得や、医師・弁護士等、外交員、作家、俳優、大工、その他自由業などの個人の事業から生ずる所得	
	農業	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得	
不動産	土地や建物などの不動産、借地権などの権利から生ずる所得	収入金額－必要経費*	
利子(総合課税)	国外で支払われる預金等の利子などの所得	収入金額－必要経費*	
配当(総合課税)	法人から受ける剰余金の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得 ※一般株式の配当、上場株式等の大口株主分は申告が必要です。	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子	
給与	給料、賃金、賞与などの所得	収入金額－給与所得控除額 ※給与所得金額計算表(裏面左上)により算出	
雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、恩給、外国年金などの所得 ※遺族年金、障害年金は除く。	
	業務に係る雑所得	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得	次の(1)と(2)と(3)の合計額 (1)公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ※公的年金等に係る雑所得金額計算表(裏面左上)により算出 (2)業務に係る雑所得の収入金額－必要経費* (3)その他の雑所得の収入金額－必要経費*
	その他の雑所得	生命保険等の保険契約に基づく年金(個人年金、仮想通貨の取引で得た収入)など、他の所得に当てはまらない所得	
総合譲渡(短期・長期)	自動車、機械器具、ゴルフ会員権や金地金などの譲渡により生ずる所得 ※土地建物等及び株式の譲渡は除く。 ※短期譲渡・・・取得後5年以内の譲渡 ※長期譲渡・・・取得後5年超の譲渡	収入金額－資産の取得費用*－譲渡費用*－特別控除額	
一時	生命保険等保険契約に基づく一時金や満期返戻金等、懸賞の当選品、競馬等の払戻金などの所得	収入金額－必要経費*－特別控除額	

*必要経費等について

収入を得るために支出した費用で、生活費や所得税・住民税等は除きます。原則、収支内訳書等の経費内訳明細書の添付が必要です。

◆給与所得金額計算表

給与収入金額	給与所得金額
551,000円未満	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
※1,628,000円～1,803,999円	収入金額×60% + 100,000円
※1,804,000円～3,603,999円	収入金額×70% - 80,000円
※3,604,000円～6,599,999円	収入金額×80% - 440,000円
6,600,000円～8,500,000円	収入金額×90% - 1,100,000円
8,500,001円～	収入金額 - 1,950,000円

※以下の算式により計算した金額を収入金額として計算してください。

(
収入金額
4,000

(
小数点以下切捨て
)
×
4,000

◆公的年金等に係る雑所得金額計算表

▶65歳未満の方(昭和33年1月2日以後生まれの方)

公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
公的年金収入金額	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
130万円以下	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円	
130万円超 410万円以下	収入金額×75% - 275,000円	収入金額×75% - 175,000円	収入金額×75% - 75,000円	
410万円超 770万円以下	収入金額×85% - 685,000円	収入金額×85% - 585,000円	収入金額×85% - 485,000円	
770万円超1,000万円以下	収入金額×95% - 1,455,000円	収入金額×95% - 1,355,000円	収入金額×95% - 1,255,000円	
1,000万円超	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円	

▶65歳以上の方(昭和33年1月1日以前生まれの方)

公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
公的年金収入金額	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
330万円以下	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円	
330万円超 410万円以下	収入金額×75% - 275,000円	収入金額×75% - 175,000円	収入金額×75% - 75,000円	
410万円超 770万円以下	収入金額×85% - 685,000円	収入金額×85% - 585,000円	収入金額×85% - 485,000円	
770万円超1,000万円以下	収入金額×95% - 1,455,000円	収入金額×95% - 1,355,000円	収入金額×95% - 1,255,000円	
1,000万円超	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円	

◆所得金額調整控除

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1)給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合

ア 本人が特別障害者に該当する

イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

【算出方法】(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は、1,000万円)－850万円) × 10%

(2)給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合

【算出方法】

(
給与所得控除後の給与所得金額(10万円を超える場合は、10万円)
+
公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は、10万円)
)
−
10万円

注：(1)の控除がある場合は、(1)の控除を使用した後の金額から控除します。

【所得から差し引かれる金額（所得控除）】

種 類 <p>《控除額》</p>	控除の要件等																					
社会保険料控除 <p>《支払額全額》</p>	前年中に支払った健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金などがある場合																					
小規模企業共済等掛金控除 <p>《支払額全額》</p>	前年中に支払った小規模企業共済、個人型年金加入者掛金（iDeCoの掛金）および地方公共団体に支払った心身障害者扶養共済制度の掛金などがある場合																					
生命保険料控除 <p>《右表より算出》</p>	以下の①、②、③の合計（限度額70,000円） <p>①一般の生命保険料控除額</p> <p>②個人年金保険料控除額</p> <p>③介護医療保険料控除額</p> <p>　bにより算出</p> <p>　a 旧保険料（平成23年12月31日以前契約分）のみの場合⇒速算表(1)により算出</p> <p>　b 新保険料（平成24年1月1日以降契約分）のみの場合⇒速算表(2)により算出</p> <p>　c 新・旧両方の生命保険に加入している場合</p> <p>　⇒旧保険料を速算表(1)で算出した控除額（限度額35,000円）または、旧保険料を速算表(1)で算出した額と新保険料を速算表(2)で算出した額の合計額（上限28,000円）のいずれか大きい方</p> <p>【速算表】</p> <table> <tbody><tr> <th></th><th>支払保険料額</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td rowspan="4">(1)旧保険料</td><td>15,000円以下</td><td>支払額の全額</td></tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td><td>支払額×1/2+7,500円</td></tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td><td>支払額×1/4+17,500円</td></tr> <tr> <td>70,001円以上</td><td>35,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="4">(2)新保険料</td><td>12,000円以下</td><td>支払額の全額</td></tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td><td>支払額×1/2+6,000円</td></tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td><td>支払額×1/4+14,000円</td></tr> <tr> <td>56,001円以上</td><td>28,000円</td></tr> </tbody></table>		支払保険料額	控除額	(1)旧保険料	15,000円以下	支払額の全額	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	70,001円以上	35,000円	(2)新保険料	12,000円以下	支払額の全額	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	56,001円以上	28,000円
	支払保険料額	控除額																				
(1)旧保険料	15,000円以下	支払額の全額																				
	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円																				
	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円																				
	70,001円以上	35,000円																				
(2)新保険料	12,000円以下	支払額の全額																				
	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円																				
	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円																				
	56,001円以上	28,000円																				

【所得から差し引かれる金額（所得控除）】

種 類 <p>《控除額》</p>	控除の要件等																																																				
地震保険料控除 <p>《右表より算出》</p>	以下の①、②の合計（限度額25,000円） <p>①地震保険契約に係るもの　⇒下表の①により算出</p> <p>②長期損害保険契約に係るもの（平成18年末までに締結した契約に係るものに限る）⇒下表②より</p> <table> <tbody><tr> <th>①地震保険</th><th>支払保険料額</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td rowspan="2"></td><td>50,000円以下</td><td>支払額×1/2</td></tr> <tr> <td>50,001円以上</td><td>25,000円</td></tr> <tr> <th>②長期損害保険</th><th>5,000円以下</th><th>支払額の全額</th></tr> <tr> <td rowspan="2"></td><td>5,001円～15,000円</td><td>支払額×1/2+2,500円</td></tr> <tr> <td>15,001円以上</td><td>10,000円</td></tr> </tbody></table> <p>※一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合は、いずれか一方の契約区分に該当するものとして、控除額を算出します。</p>	①地震保険	支払保険料額	控除額		50,000円以下	支払額×1/2	50,001円以上	25,000円	②長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額		5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円	15,001円以上	10,000円																																				
①地震保険	支払保険料額	控除額																																																			
	50,000円以下	支払額×1/2																																																			
	50,001円以上	25,000円																																																			
②長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額																																																			
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円																																																			
	15,001円以上	10,000円																																																			
寡婦控除 <p>《26万円》</p>	次の1、2のいずれかに該当する方（ひとり親に該当する方を除く） <p>1 夫と死別した後、婚姻をしていない又は夫が生死不明などの方で次の(1)、(2)のいずれにも該当する方 <p>(1)合計所得金額が500万円以下である</p> <p>(2)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※1）がいない</p> <p>2 夫と離別した後婚姻をしていない方で、次の(1)、(2)、(3)のいずれにも該当する方 <p>(1)扶養親族（※2）を有する</p> <p>(2)合計所得金額が500万円以下である</p> <p>(3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※1）がいない</p> <p>※1 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」などと記載されている者</p> <p>※2 合計所得金額48万円以下の方で、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされていない方</p></p></p>																																																				
ひとり親控除 <p>《30万円》</p>	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の(1)、(2)、(3)のいずれにも該当する方 <p>(1)合計所得金額が500万円以下である</p> <p>(2)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※1）がいない</p> <p>(3)総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（※2）がいる</p> <p>※1 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」などと記載されている者</p> <p>※2 他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除く</p>																																																				
勤労学生控除 <p>《26万円》</p>	大学、高等学校などの学生で、前年中の合計所得金額が75万円以下の方 <p>※自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合に限る</p>																																																				
障害者控除 <p>その他障害《26万円》</p> <p>特別障害《30万円》</p> <p>同居特別障害者《53万円》</p>	▶そ の 他 障 害・・・身体障害者手帳3～6級、精神障害者手帳2・3級、療育手帳Bなど <p>▶特 別 障 害・・・身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aなど</p> <p>▶同居特別障害者・・・同居の扶養親族等が特別障害の場合</p>																																																				
配偶者控除 <p>《右表のとおり》</p>	合計所得金額が1,000万円以下の方で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合 <table> <tbody><tr> <th colspan="5">控 除 額</th></tr> <tr> <th colspan="5">納税義務者本人の所得金額</th></tr> <tr> <th></th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円超</th><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超</th></tr> <tr> <th>一 般</th><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td>控除適用なし</td></tr> <tr> <th>老 人</th><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td><td></td></tr> </tbody></table> <p>一般・・・69歳以下の控除対象配偶者（昭和28年1月2日以後生まれの方）</p> <p>老人・・・70歳以上の控除対象配偶者（昭和28年1月1日以前生まれの方）</p>	控 除 額					納税義務者本人の所得金額						900万円以下	900万円超 950万円超	1,000万円以下	1,000万円超	一 般	33万円	22万円	11万円	控除適用なし	老 人	38万円	26万円	13万円																												
控 除 額																																																					
納税義務者本人の所得金額																																																					
	900万円以下	900万円超 950万円超	1,000万円以下	1,000万円超																																																	
一 般	33万円	22万円	11万円	控除適用なし																																																	
老 人	38万円	26万円	13万円																																																		
配偶者特別控除 <p>《右表のとおり》</p>	合計所得金額が1,000万円以下の方で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合 <table> <tbody><tr> <th colspan="5">控 除 額</th></tr> <tr> <th colspan="5">納税義務者本人の所得金額</th></tr> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超</th></tr> <tr> <td>48万円超 95万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td rowspan="11">控除適用なし</td></tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr> </tbody></table>	控 除 額					納税義務者本人の所得金額					配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	1,000万円以下	1,000万円超	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
控 除 額																																																					
納税義務者本人の所得金額																																																					
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	1,000万円以下	1,000万円超																																																	
48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし																																																	
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																		
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																		
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																		
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																		
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																		
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																		
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																		
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																		
扶養控除 <p>一般扶養《33万円》</p> <p>特定扶養《45万円》</p> <p>老人扶養《38万円》</p> <p>同居老親等《45万円》</p>	生計を一にする扶養親族の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合 <p>▶一般扶養・・・扶養親族が16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満</p> <p>▶特定扶養・・・扶養親族が19歳以上23歳未満</p> <p>▶老人扶養・・・扶養親族が70歳以上</p> <p>▶同居老親等・・・老人扶養親族が納税義務者または配偶者の直系尊属（父母や祖父母）で同居をしている場合</p> <p>▶年少扶養・・・扶養親族が16歳未満</p> <p>※年少扶養については、扶養控除の適用はありませんが住民税の非課税判定の計算に使用します。</p>																																																				

【所得から差し引かれる金額（所得控除）】

種 類 <p>《控除額》</p>	控除の要件等										
基礎控除 <p>《右表のとおり》</p>	<table> <tbody><tr> <th>納税義務者の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr> <tr> <td>2,500万円超</td><td>0円</td></tr> </tbody></table>	納税義務者の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円
納税義務者の合計所得金額	控除額										
2,400万円以下	43万円										
2,400万円超 2,450万円以下	29万円										
2,450万円超 2,500万円以下	15万円										
2,500万円超	0円										
雑損控除 <p>《損害金額より算出》</p>	次のいずれか多い方の金額 <p>(1) (損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の10%)</p> <p>(2)災害関連支出の金額－(5万円)</p> <p>※申告には警察の盗難届、消防署の罹災証明、災害関連支出の金額の領収書等が必要です。</p> <p>※雑損控除の適用を受けられる場合は、事前に市民税課へご相談ください。</p>										
医療費控除	次の①から②を差し引いた金額（限度額200万円） <p>①支払医療費－保険金等による補てん額</p> <p>②総所得金額等の5%か10万円のいずれか少ない金額</p> <p>※申告には医療費の明細書が必要です。領収書では控除が受けられません。</p>										
	対象となるスイッチOTC医薬品の購入費用から、年間12,000円を差し引いた額（限度額88,000円） <p>※前年中に健康への一定の取組を行った方に限ります。</p> <p>※申告には医療費の明細書が必要です。領収書では控除が受けられません。</p>										

【その他】

◆所得割の税率

市民税：6%　府民税：4%　市民税：3,500円　府民税：1,800円

◆均等割額

◆調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差額に基因する負担増を調整するため、算出所得割額から一定の金額を控除します。

【算出方法】

(1)個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合

次のア、イのいずれか少ない額の5%（市民税3%・府民税2%）

ア 人的控除額の差の合計額

イ 個人住民税の合計課税所得金額

(2)個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額－(個人住民税の合計課税所得金額－200万円)}の5%（市民税3%・府民税2%）

(3)個人住民税の合計課税所得金額が2,500万円超の場合

調整控除は適用されません。（0円）

控除の種類	人的控除の差	所得税	住民税
寡婦控除	1万円	27万円	26万円
ひとり親控除	母 親	5万円	35万円
	父 親	1万円	35万円
勤労学生控除	1万円	27万円	26万円
障害者控除	そ の 他	1万円	27万円
	特 別	10万円	40万円
	同居特別障害者	22万円	75万円
扶養控除	一 般	5万円	38万円
	特 定	18万円	63万円
	老 人	10万円	48万円
	同居老親等	13万円	58万円

控除の種類	納税義務者の合計所得金額	人的控除の差	所得税	住民税	
配偶者控除	一 般	900万円以下	5万円	38万円	33万円
		900万円超950万円以下	4万円	26万円	22万円
		950万円超1,000万円以下	2万円	13万円	11万円
		900万円以下	10万円	48万円	38万円
配偶者特別控除	老 人	900万円超950万円以下	6万円	32万円	26万円
		950万円超1,000万円以下	3万円	16万円	13万円
		900万円以下	5万円	38万円	33万円
基礎控除	配偶者の合計所得が48万超50万円未満	900万円超950万円以下	4万円	26万円	22万円
		950万円超1,000万円以下	2万円	13万円	11万円
		900万円以下	3万円	38万円	33万円
		900万円超950万円以下	2万円	26万円	22万円
基礎控除	配偶者の合計所得が50万以上55万円未満	900万円超1,000万円以下	1万円	13万円	11万円
		2,400万円以下	5万円	48万円	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	5万円	32万円	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	5万円	16万円	15万円
基礎控除		2,500万円超	0円	0円	0円

◆非課税又は減免

- (1)障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の場合非課税
- (2)障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円を超え145万円以下の場合 は、市民税・府民税所得割額の2分の1を減免
- (3)障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年中の合計所得金額が145万円を超え160万円以下の場合 は、市民税・府民税所得割額の4分の1を減免
- (4)勤労学生であって、前年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうち非勤労所得が10万円以下の場合 は免除
- (5)本人と同一生計配偶者、扶養親族の合計人数に35万円を乗じて10万円を加えた金額に、同一生計配偶者又は扶養親族がある場合は、21万円を加えた額が前年中の合計所得金額以上である場合は均等割額が非課税
- (6)本人と同一生計配偶者、扶養親族の合計人数に35万円を乗じて10万円を加えた金額に、同一生計配偶者又は扶養親族がある場合は、32万円を加えた額が前年中の総所得金額等の合計額以上である場合は所得割額が非課税